

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 目 次

## 監査公表

- 平成26年度包括外部監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成26年度指定管理者監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 監 査 公 表

## 静岡市監査公表第7号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長及び静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年10月 3 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

## 記

## 1 平成26年度包括外部監査（委託契約の事務の執行について）

## (1) 学校等可燃ごみ収集運搬業務

ア ごみ収集箱の取扱いについて（教育施設課）

## 【指摘事項①】

葵・駿河区の積算単価には、固定費が3分の1以上を占めている。多額の固定費を「変動費的な費用で構成されている」として単価契約することには、やはり無理があり、委託料が過大となる可能性も高い。

葵・駿河の変動費については単価、固定費については総価を前提として、積算方法等を

見直す必要があると考える。

**【指摘事項②】**

この委託契約では、葵・駿河区では受託者がごみ収集箱を用意するのに対し、清水区では市が用意するものとしている。しかし、ごみ収集箱は、学校や幼稚園が固定資産として購入、管理すべきものであって、委託業者が購入し、学校に設置すべきものとは思えない。

ごみ収集箱について、葵・駿河区と清水区とで、あえて異なる取り扱いをする合理的な根拠はないと考える。葵区・駿河区のごみ収集箱についても、清水区と同様、静岡市が用意すべきである。

**【措置の状況】**

平成28年度の単価契約から、固定費（容器設置料）を除いた変動費のみの積算金額としました。

これに伴い、平成28年度から、葵・駿河区のごみ収集箱も、清水区と同様、静岡市が用意することとしました。

(2) 静岡駅北口情報提供コーナー管理運営業務

ア 前金払いの適用について（広報課）

**【指摘事項】**

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

**【措置の状況】**

当該業務を前金払いとした理由は、委託先の（公財）まちづくり公社から前金払いの申出の依頼が書面であり、業務に関する人件費等支払計画を確認したところ、業務を円滑に実施するうえで前金払いが適当と判断したため、前金払いによる契約を締結しました。

その後、施設のあり方の検討を行いリニューアルをした結果、原則無人での施設運営をすることとし、平成27年度からは、施設の開閉等を別の業者に委託し、業務の履行を確認した後、月ごとの支払を行っています。

## イ 事業報告の内容について（広報課）

## 【指摘事項】

受託者からの報告書に記載されている内容は、設備点検や仕様書外の開館状況といった施設管理についてのものがほとんどである。

シティプロモーションの推進に資する有用な情報を受託者から報告させるよう、報告書の様式の改定等を行う必要がある。

## 【措置の状況】

平成27年度に、時季をとらえたシティプロモーションを行うため、北口地下情報提供コーナーをリニューアルオープンしたことに伴い、受託者の常駐による管理を廃止したため、常駐職員が行う情報収集による報告等はなくなりましたが、シティプロモーションの推進に関する情報収集をする必要性は高いと考え、「交流ノート」等を置いて利用者に感想やメッセージを記入してもらうなど、シティプロモーションに資する情報収集に努めております。

## ウ 事業の効果について（広報課）

## 【指摘事項】

平成25年度の来場者数は、目標に対し実績が30%以上も下回る結果となっている。この結果につき、担当課は、「来客数の減少要因を調査したがその理由が見当たらない」と明記している。また、受託者からの報告事項には、シティプロモーションの推進に資する情報は何ら記載されていない。こうしたことから勘案すると、担当課が来客数の減少理由を把握する努力を怠っているように見受けられる。

担当課として、来客数の減少理由を不明で終わらせてしまうのではなく、原因を把握できる体制を整える必要がある。そして、早急に来客数の減少要因を究明し、適切な改善策を実施していく必要があると考える。

## 【措置の状況】

減少の理由は、「入りにくさ」ではないかとの仮説をたて、平成26年7月より当コーナーのガラス壁面のポスターを撤去して、内部の様子を見えやすくし、合わせて、常時ドアの解放を行ったところ、来客数が前年度比193%にまで回復し、その後も順調な来客数を確保

することができました。

リニューアルオープン後も、ポスター等の掲示物を調整して内部を見えやすくし、開館中のドアを解放するなど、利用者が入りやすい工夫を行うことにより、来客数減少の原因把握に努め、適切な改善策を実施してきます。

### (3) 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府楽市」使用料徴収業務

#### ア 積算と実績の乖離について（産業振興課）

##### 【指摘事項】

使用料徴収業務で実際に行われている業務量は、積算上の件数よりも少ないものとなっている。本業務が指定管理業務と深く関係しているのは確かであるが、積算と実績との乖離状況からすると、業務量については、委託契約と指定管理とは分けて考えるべきである

委託料の積算については、契約年度において予想される発生件数を使用して算定を行うべきである。

##### 【措置の状況】

駿府匠宿における創作体験施設使用料や駐車場使用料については、これまで指定管理者と使用料徴収事務委託契約を締結し市の歳入としてきました。

しかし、事業全体の見直しを図るなかで、指定管理者の自由度を拡大することで、利用者これまで以上のサービスが提供できることや、指定管理者の経営努力に対するインセンティブが高まることから、平成28年4月1日付で利用料金併用制に移行し、使用料徴収事務委託を廃止しました。

### (4) 中勘助文学記念館管理運営業務

#### ア 記念館開館日の見直しについて（文化振興課）

##### 【指摘事項】

この業務では、委託料の大半が人件費で構成されているため、閉館曜日の増加や閉館期間の設定により、開館日を少なくすることが出来れば、委託料を減らすことが可能である。

1日当たり0.5人にすぎない県外からの来館者のために、現状の日数での開館が本当に必要かどうかについて、再度検討する必要があると考える。

##### 【措置の状況】

平成24年度より文化振興課に業務が移管されて以来、約4,500点におよぶ本市所蔵中勘助関連資料の活用を中心に顕彰事業の強化に努めてきました。

平成27年度には開館20周年を迎え、8本の記念事業を展開し、特に、市民ギャラリーでの展覧会「縁の作家、中勘助展」(H28. 2. 3～18)は、全国屈指の所蔵品を誇る当施設にしかできないものとなり、県内外から多くの観覧者が訪れ、好評を得ました。併せて、主要所蔵品目録も掲載した中勘助顕彰誌を作成し、全国の文学館や大学図書館などの研究施設に寄贈し、当施設及び所蔵品の存在を誇示する機会となりました。また、同年は中勘助没後50年であり、「神奈川県立近代文学館」(横浜市)で『『銀の匙』の作家 中勘助展』(H27. 5. 30～7. 30)が開催され、本市所蔵品を約150点貸出しました。

このように顕彰事業の強化により中勘助や本市所蔵資料の認知度は向上してきており、監査対象となった平成25年度とは状況が変化しています。来館者数も26年度の1,753人から27年度は1,962人に増加し、28年度は20周年事業の成果も有り、更に増加が見込まれます。

平成28年度には、同敷地内に収蔵庫が建設・完成予定であり、現在市内数か所で保管している所蔵品が1か所に集約され、ますます資料の活用、顕彰事業の強化が図られます。また、当施設の新たな活用方法として、日本家屋・茅葺屋根の施設自体の魅力を活かす＝ユニークベニユーの視点を取り入れた事業を開催していく予定です。

以上のことから、開館時間及び休館日については現状のままとし、中勘助文学記念館として、中勘助の顕彰を続けながら、併せてユニークベニユーの導入等多様な施設の活用を図り、来館者増に向けて、積極的に取り組んでいきます。

※ ユニークベニユー：美術館や博物館などの文化施設や公的空間で、本来の施設の用途とは異なる会議やイベントなどを開催し、それによる特別感や情緒を感じさせることのできる会場のことを指します。

## (5) 静岡市民文化会館前駐車場使用料徴収業務

### ア 委託の理由について（文化振興課）

#### 【指摘事項】

委託業務の内容からすると、経費節減のほうが、委託する理由としては大きな要因となっていると考えられる。平成25年度における委託理由の記載は不十分であったといえる。また、平成26年度に記載した理由についても、何がどのように「効率的」なのかについて、具体的には記載されていない。

現状の記載では、具体性に乏しいと言わざるを得ないため、より具体的に記載する必要

がある。

#### イ 機械式駐車場の導入について（文化振興課）

##### 【指摘事項】

機械式駐車場導入のメリットとデメリットを検討した結果、エリアの再整備が実施されると想定される時期までに、設備投資金額を上回るコスト削減効果があると判明する可能性もある。

たとえ再整備の方針が決まる前であっても、機械式駐車場導入のメリットとデメリットについて検討し、その内容を把握しておくことが必要と考える。

##### 【措置の状況】

平成28年度の静岡市民文化会館の指定管理更新に伴い、静岡市民文化会館前駐車場が同施設との一体管理となったため、静岡市民文化会館前駐車場使用料徴収業務を廃止しました。

また、指定管理者から機械式駐車場導入の提案があり、導入のメリットとデメリットについて検討結果を勘案し、機械式駐車場を導入しました。

##### <メリット>

- ・ 事前精算機の導入などにより精算手続きがスムーズにできる。
- ・ 有人管理の場合、日時により出庫口を1つしか設けることができなかったものが、機械式により常に2つの出庫口で精算できる。
- ・ 稼動データ等詳細な駐車場データを抽出できる。
- ・ コスト削減効果で、その分駐車場内の巡回警備などの人手が割ける。

##### <デメリット>

- ・ 有人管理の場合、面前で問合せを受けることができ、必要であればすぐに対処できたことができなくなる（機械式の場合、出庫口付近にコールセンター直通電話を設置し、問合せを受けることは出来る。）。

#### (6) 障害者等相談支援事業

##### ア 積算と実績の乖離について（障害者福祉課）

##### 【指摘事項】

相談支援事業所には、毎日、簡単に解決できない多種多様な相談が寄せられている。積算金額が、必要以上に低く見積もられている場合には、事業所の経営が圧迫され、十分な

サービスの提供がなされない恐れがある。

積算金額については、実績にもとづき、業務の実態を反映したうえで計算する必要があると考える。

#### 【措置の状況】

指摘事項を踏まえ、平成27年度以降、毎月の連絡会議や月次報告書において、計画通りに事業を実施しているか、十分なサービスが提供されているか等、委託業務内容を再確認しながら実績報告の内容を整理してまいりました。

その結果、指摘事項にある積算と実績の乖離の原因は、実績報告に、相談支援業務の範囲を超えた相談対応件数を含めて報告があったこと、市も報告内容を十分に精査せず報告件数をカウントしたことによるものでした。

報告書を精査したところ、委託業務は適正に実施されており、その件数は積算と乖離していないものであることを確認しました。

これを受けて、各事業所に対しては、改めて委託業務内容の理解を促すとともに、実績報告の仕方を明確に示し、当該委託業務にかかるものを報告するよう指導しました。また、市としても報告を受けた際には、その内容を十分に精査し、疑義が生じた時は事業所に説明を求める等、一層の注意を傾けた対応をすることとしました。

今後とも、委託している事業の実施状況を正確に把握し、実態を反映した積算を行うとともに、委託内容に沿った十分なサービスの提供がなされるよう、事業所と意思疎通を図りながら、適切な業務実施に努めてまいります。

### (7) 上下水道検針事務委託

#### ア 私人検針員の契約単価の相違について（営業課）

##### 【指摘事項】

この委託業務は、同一市内における同一業務でありながら、地域によって契約単価が異なるものとなっている。また、1人当たりの委託料も地域によって異なっており、委託者間の公平性を欠いたものとなっている。

地域ごとに異なる単価について見直しを行い、委託料の削減、公平性の確保に努める必要があると考える。

##### 【措置の状況】

指摘事項を重く受け止め、是正に向け、私人検針員の理解を得られるように協議を重ねた結果、平成28年1月に、静岡・清水・蒲原地区3地区特有な業務単価を一般検針業務単価に集約するとともに、統一検針委託料単価79円（税抜き）の適用を1年後の平成29年度からとし、平成28年度は、激変緩和措置とし、静岡地区は84円（税抜き）、清水地区は72円（税抜き）、蒲原地区は80円（税抜き）とすることで、私人検針員全員の合意を得ました。

この合意によって、平成29年度からは、統一単価により私人検針業務委託を実施することとなりました。

---

#### 静岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年10月 3 日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	浅 場	武
同	岩 崎	良 浩

#### 記

##### 1 平成26年度指定管理者監査

収入の取扱いについて〔静岡音楽館（観光交流文化局文化振興課、公益財団法人静岡市文化振興財団）〕

##### 【指摘事項】

静岡音楽館の指定管理料には施設管理や事業実施のための経費が含まれているが、指定管理者は、事業実施のための経費の一部について国庫補助金22,780,625円の交付を受けていた。また、補助金額は当初の見込みより大幅に増加したものの、その増加分を活用し事業を充実させたことは確認できなかったため、事業に係る経費に対して指定管理料と国庫補助金が重複して支給されている形となっていた。これによる収入の増加分と経費節減分等を合わせて、平成25年度決算において39,515,354円の剰余金が計上されていた。ただし、

そのうち平成27年度に実施予定の静岡音楽館20周年事業の経費として1,700万円、施設修繕の経費として300万円が積み立てられており、指定期間中に活用する予定となっている。

指定管理業務は、原則として精算は行わないとされており、指定期間全体で事業を組み立てるため、後年度に剰余金を活用した事業を実施することは可能であるが、積算においては業務に必要な経費に過不足が生じないよう十分に検討する必要がある。

しかしながら、静岡音楽館の積算においては、事業の実施に伴う一部の収入は指定管理料から控除されていたものの、国庫補助金を含むその他の収入については計上されておらず、収入の取扱いが明確にされていなかったため、国庫補助金等による剰余金は指定管理者の収入となっていた。

本来、指定管理業務において見込まれる収入については、その経費から控除するものと控除しないものを区分することや、見込みと大きく差が生じる場合など状況によって精算すべきものが想定される場合は仕様書等に記載することが必要なので、その取扱いを明確にされたい。

#### 【措置の状況】

国庫補助金等による剰余金が指定管理者の収入となっていた原因は、仕様書において指定管理業務の基本理念や使命と管理運営に関する基本方針を記載した上で、財団の専門性を活かした事業内容を提案させていたため、実施すべき事業やその回数等には触れてなかったことで指定管理業務と自主事業を明確にできなかったことと、国庫補助金等による剰余金を経営努力による財団の剰余金と考えたことによると考えられます。

このため平成28年度からの指定管理者募集にあたっては、仕様書において指定管理業務の内容、回数等を記載し、指定管理料で行うべき事業を明確にしました。

それとともに、指定管理業務に対する補助金の交付について、国や地方公共団体、独立行政法人の補助制度等を積極的に活用することや、指定管理業務に対する補助要望を行う場合は、その取扱いについて事前に市と協議すること、指定管理業務を対象として補助金の交付を受けたときの指定管理料の補助金相当額については、原則として経営努力によって生じた剰余金とはしないで、当該年度終了後に指定管理料を精算し、市に納付すること等を留意点として記載しました。

また、指定管理者決定後はその内容をもって協定書の締結を行いました。